6. スクリーニングの精度検証

通常のTVカメラによる調査にて、A(a)ランクの判定になる箇所を、本報告書で提案している「点検カメラ」業務によってどの程度迄精度良く抽出できるかを検証する。

6-1 精度検証の手順と方法

ここでは、B 市の 80 スパンを対象に点検カメラを実施した中で、点検カメラAランクを示す 9 スパンの全てとBランクの判定結果を示す 21 スパンのなかから 1 スパンについて、通常のT V カメラ調査を実施した結果と比較し精度検証を行った結果を示すものである。

なお、通常のTVカメラ調査は、B市による委託業務で実施されたもので、下水道協会による標準的な判定基準に基づいて判定評価しているものとみなす。

6-2 検証結果

表 6-1 に通常のTVカメラ調査を実施した結果と比較し精度検証を行った結果を示す。検証結果を整理すると下記の通りとなる。

- (1)点検カメラによるAランク判定9箇所は、通常TVカメラでもAランクが5箇所、Bランク判定が4箇所と安全側に判断されていることが判る。
- (2)点検カメラBランク判定1箇所は通常TVカメラでAランクとされている。これは管口における管きょの全周クラックを点検カメラが見落としたもので特殊な事例と言える。
- (3) 点検カメラによるスクリーニングの精度はやや安全側ではあるが、十分な精度と見なせる。

通常の詳細TVカメラ調査 合計 10 スパン \mathbf{C} Α В なし 0 6 4 0 9 5 Α 4 点検カメラ В 1 1 合計 10 スパン なし 0

表 6-1 B市で行った点検カメラと詳細TVカメラの精度比較表

※数字はスパン数を表す

表 6-2 B市で行った点検カメラと詳細TVカメラのスパン単位判定比較(1/2)

N	路線No	点検	スパン単位での異常箇所と異常内容				
No		調査	継手部	本管部	取付管部	判定	
1	5路線 - 2	点検 カメラ	_	クラックB× 2	接合不良A	А	
		詳細TV	ı	浸入水C 浸入水A クラックA	管割れC 浸入水B 浸入水A 管割れC	А	
2	5路線 - 3	点検 カメラ	破損C	破損A 接合不良A 破損A	接合不良 A 接合不良 A	А	
		詳細TV	ı	クラックB 破損A 管割れB	木の根A	А	
3	9路線	点検 カメラ	_	破損A	_	Α	
		詳細TV	ı	管割れA	_	А	
(9路線 -8	点検 カメラ	浸入水B 浸入水C×9	-	浸入水B 石灰乳B	В	
4		詳細TV	浸入水B×2	浸入水B クラックA 浸入水C	_	А	
	11路線	点検 カメラ	木の根C	破損B 破損A×2	浸入水C×2	А	
(5)		詳細TV	-	クラック A × 2 クラック B × 3 管割れ A 木の根 B C 他	_	А	
(a)	11路線 -3	点検 カメラ	I	破損A	_	А	
6		詳細TV	I	クラック A × 2 クラック B × 7 クラック C × 2	_	А	
7	16路線	点検 カメラ	_	土砂堆積B×5 土砂堆積C×22 クラックA	_	А	
		詳細TV	_	モルタルB クラックC× 2 クラックB	_	В	
8	17路線	点検 カメラ	浸入水B × 2 浸入水C × 3	破損A×2 破損B×2 浸入水C	浸入水C	А	
		詳細TV	浸入水C×3	クラックB クラックC×2 浸入水C×2	_	В	

表 6-3 B市で行った点検カメラと詳細TVカメラのスパン単位判定比較(2/2)

No	路線No	点検 調査	スパン単位での異常箇所と異常内容			
			継手部	本管部	取付管部	判定
9	1 7 路線 一 3	点検 カメラ	浸入水C×6	破損A×2 破損B×9 浸入水C×5 土砂堆積×3	-	А
		詳細TV	浸入水C×3	クラックB×2 クラックC 管割れC 浸入水C×2	-	В
10	19路線	点検 カメラ	浸入水C	破損A 浸入水C	浸入水C	А
		詳細TV	_	クラックB 浸入水B	_	В

6-3 劣化箇所毎の検証結果

スクリーニングの精度を議論するには、詳細TVカメラ調査による評価・判定が評価判断の基準となる「ものさし」と考え、点検カメラによる画像からの判断結果との差違を確認する必要がある。

表 6-4 に劣化箇所毎の点検カメラと詳細T Vカメラの比較結果を示す。ここで、点検調査結果の評価・判定はスパン単位で行うものとする。また、同一スパン内で最も劣化度のランクの高い箇所をもってスパン全体の評価とするため、必ずしも同一箇所で同じ評価にならなくともスパン単位では同じ評価結果となることがある。

表 6-4 B市で行った点検カメラと詳細TVカメラの劣化箇所毎の判定結果比較表

同一箇所を評価判断の対象としているもの				
評	価のグレードが同一であるもの	評価のグレードが異なるもの		
Aランク	K_@16 K_35 K_\$25, 26 K_64	点検カメラ>	K_②12 K_®5,27 継手部K_®9	
Bランク	K_@12, 23	詳細カメラ	K_⑩22	
Cランク	継手部 K_®12 K_®5 K_921 継手部 K_92	点検カメラく 詳細カメラ	K_①16 K_⑤8 K_⑨23 K_⑩22 継手部 K_④4, 5, 12	
6スパン 11箇所			6スパン 12箇所	

判定対象が異なるもの		
点検カメラのみで発見し詳細カメラでは見落とす	詳細カメラでのみ発見し点検カメラでは見落とす	
K_①1 取付管 K_②3,9 継手部 K_②9 継手部 K_④2,3,6,11,12,14,15 取付管 K_④12 継手部 K_⑤25 取付管 K_⑤6,18 K_⑦27 K_⑧20,23 取付管 K_⑧9 継手部 K_⑧1,18,19 継手部 K_⑨3,6,7,10,13 K_⑨6,7,9,10,19,24,25 継手部 K_⑩21	K_①7 取付管 K_①1, 2, 8 K_②8, 10, 11, 15 取付管 K_②4 K_④12, 15 K_⑤12, 16, 29 K_⑥5, 10, 13, 14, 15, 16, 17, 19 K_⑦1, 4, 5, 11 K_⑧7, 9 K_⑨15, 26 継手部 K_⑨20, 23 取付管 K_⑨23	
8スパン 31箇所	8スパン 33箇所	

摘要:例 K_23 ,9:対象とするスパン番号2のうちの3本目及び9本目の箇所であることを示す

劣化箇所毎の評価判定結果を整理すると下記の通りとなる。

- (1)全10スパン中9スパン23箇所にて、同一箇所が対象となっている。これは、点検カメラが 詳細TVカメラと同じ箇所を把握できることを意味し、点検カメラの有用性を証明するものであ る。評価・判定結果が同じか異なるかは問わず、同一箇所の画像を比較したものを、巻末の【資 料編-2:点検カメラと詳細TVカメラとの同一箇所画像比較】に添付した。
- (2) 判定対象が異なり、詳細カメラのみで発見でき、点検カメラでは見落としているものが8スパン33箇所であった。詳細カメラで発見できて、点検カメラでは発見できなかったもののうちに、 劣化度のランクが高いものがあると、点検カメラの有用性に懸念が発生する。33箇所について 検証の結果、以下のような結論を得た。なお関連資料として、【資料編-3:詳細TVカメラの みで発見した劣化箇所】を巻末に添付する。
 - ①Aランクを見落とすことはなく、B、Cランクのクラック、B、Cランクの浸入水を見落としている。
 - ②クラックBの見落とし9箇所のうち6箇所は、11-3路線にあたる k_⑥で発生している。この 11-3路線の動画を再度見て当該箇所の動画を目視したが、通過速度が速く、脈動して走行させており、動画からの視認は難しい状況であった。人力による押し込み方式で管きょ内を走行させる場合には、押し込みにあたり、早すぎることなく、かつ平均的な速度になるように注意する必要があることを示すものである。クラックBの見落とし1箇所は16-3路線 k_⑦で発生している。土砂の洗浄・清掃を実施せずに点検カメラを行ったため、蜘蛛の巣等が管壁に付着して視認性が悪く確認は困難であった。
 - ③取付け管部の管割れ、浸入水、木の根に関して6件の見落としがあった。これは、点検カメラ に側視機能がないためであり、取付け管自体の見落としもありうる。
- (3) 点検カメラのみで発見できて、詳細TVカメラでは発見できなかったものが8スパン31箇所あった。詳細TVカメラの動画は得られていないため、当該箇所の見落としの理由は不明である。 顕著な結果が得られたものに関して、次のような傾向が見受けられる。関連資料としては、【資料編-4:点検カメラのみで発見した劣化箇所】を巻末に添付する。

 - ②17-2 路線 k_8 では、破損 B 及び破損 A をそれぞれ 1 箇所ずつ見落としている。点検カメラの動画で確認すると、破損箇所と思われる箇所から黒く浸入水の痕跡が明瞭で、洗浄しないために、容易に発見できたと考える。洗浄後の T V カメラ調査では、これらの痕跡が洗浄により失われてしまう可能性もあり、09-8 路線 k_9 の継手部 7 箇所についてもこれと同様と推察される。